

指名停止業者

商号	所在地	指名停止期間	指名停止理由
株式会社A. S. Eプランニング	高松市木太町628-2	令和8年6月23日から 令和8年7月22日まで (1か月)	株式会社A. S. Eプランニングが請け負った香川県三豊市内の工事において、安全管理の措置が不適切であったことにより、令和7年3月13日、作業員が高圧の充電電路を取り扱う作業に従事していた際、感電し死亡する事故が発生した。 このことは、高松市指名停止等措置要綱別表措置要件第9号(工事等関係者事故/一般工事等)に該当する。